

テールゲートリフター特別教育 講習日決定

貨物トラック等のテールゲートリフターを使って荷を積み卸す作業で、テールゲートリフターからの墜落・転落、荷の崩壊・倒壊等による災害が発生しています。

テールゲートリフターを操作する業務が、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 59 条第 3 項に基づく特別の教育（以下「特別教育」という。）が必要な業務に加わりました。

特別教育の受講が必須となる日は 2024（令和 6）年 2 月 1 日です。

大阪教習所での講習が決定いたしました。皆様の受講を心よりお待ちしております。

※ご予約は講習開催の 2 カ月前からお受けいたします。

講習日程

2023 年

9 月：18 日（月・祝）、24 日（日）

10 月：13 日（金）、25 日（水）

11 月：1 日（水）、14 日（火）、21 日（火）

12 月：6 日（水）、14 日（木）、25 日（月）

2024 年

1 月：12 日（金）、19 日（金）、23 日（火）

2 月：1 日（木）、6 日（火）、20 日（火）、28 日（水）

3 月：1 日（金）、12 日（火）、19 日（火）、25 日（月）

講習料金

14,000 円（税込）

また、20～30 名の受講者に対し、お客様の事業所に出向いての団体出張講習もご相談に応じます。お気軽に大阪教習所にお問い合わせください。

講習内容及び講習時間（業務経験での免除コースはございません）

学科：4 時間

実技：2 時間